

中小企業成長促進補助金(第2弾)

【第1弾との変更点】

- 第1弾で採択された事業者は対象外
- 創業(開業)してからの事業期間が1年間経過していない者は対象外
- 第1弾で提出を求めていた「支援機関確認書」を廃止
- 県税の未納がないことの要件追加
- 金額を問わず、全ての経費について原則2者以上からの相見積もりが必要
- 申請は
 「(第1弾)ちば電子申請システム」から
 「(第2弾)本補助金の専用ホームページ」に変更
- 提出する決算書は第1弾では直近分でしたが、第2弾では直近2期分に変更
- 補助事業の実施により、年率平均3%以上の増加が求められる「付加価値額」の定義が変更
 (第1弾)「営業利益」+人件費+減価償却費
 (第2弾)「売上高」+人件費+減価償却費
- 経費の支払い方法が「銀行振込のみ」に限定(クレジットカード等不可)
- 「設備等の設置予定場所の現況写真」などが新たに必要書類として追加
- 本店所在地が県外の場合は追加書類あり
- 経営革新計画の認定状況が加点
- 第2弾より本補助金専用の問合せ先を開設(受託者:株式会社JTB)

※他にも変更点は多数あります。最新の申請要領に照らし合わせ申請・補助事業を進めて下さい。

2025.09.22
東金商工会議所